

中小企業が継続的に賃上げできる環境整備に向けた税制を

(インボイス制度に係る負担軽減措置の延長、中小企業向け賃上げ促進税制の維持・継続)

2 0 2 5 年 1 2 月
岡 山 商 工 会 議 所
日 本 商 工 会 議 所

1. 消費税インボイス制度に係る負担軽減措置の延長を

- インボイス制度は、事務負担・税負担を増加させ、賃上げ原資を棄損するほか、地域の小規模事業者の取引排除をもたらす制度であり、制度導入時に講じられた2つの負担軽減措置によって、何とか混乱や反発を押さえ込んでいるのが実情です。
- 会員企業からはインボイス制度の廃止の声も多く寄せられるなか、この負担軽減措置が2026年9月に廃止・縮小となれば、大きな混乱や反発は避けられないと懸念しています。
- したがいまして、以下2つの負担軽減措置については、現行措置のまま確実に延長するようお願いいたします。
 - ・ 免税事業者等からの仕入に係る負担軽減措置(8割控除の特例)
 - ・ 免税事業者が課税転換した際の負担軽減措置(2割特例)
- なお、制度の悪質な利用に対しては、別途対策を講じればよく、負担軽減措置を終了させる理由にはならないと考えます。

2. 中小企業が継続的に賃上げできる環境整備に向けた税制の維持・継続を

- 「中小企業向け賃上げ促進税制」は、最低賃金の大幅な引上げやコスト上昇など厳しい状況に直面し、業績の改善を伴わない“防衛的賃上げ”に取り組みながらも、必死の思いで賃上げを行う中小企業を支える極めて重要な税制です。
- そもそもこの税制は、令和6年度改正で拡充され、3年間延長されている最中であり、その途中で見直しを行えば、予見可能性を低下させ、複数年で賃上げを計画している中小企業の取り組みを阻害します。また、見直しなれば、「中小企業・小規模事業者を切り捨てた」というメッセージになりかねません。
- 今はまさに、賃上げ機運を継続できるかの正念場であり、物価高に負けない実質賃金1%上昇の政府目標に向け、高市総理が掲げる「中小企業が継続的に賃上げできる環境整備」を徹底的に実行すべき局面です。賃上げ促進税制による後押しは一層重要であり、見直しは絶対に行うべきではありません。
- したがいまして、中小企業が継続的に賃上げできる環境整備に向け、中小企業向け賃上げ促進税制の見直しは行わず、維持・継続いただくよう、ぜひお願ひいたします。